○香南香美老人ホーム組合規約

昭和４２年３月１３日

高知県指令４１第７２５号

改正　　昭和62年3月30日　高知県指令61地第719号

平成8年3月1日　　高知県指令7地第1106号

平成9年4月23日　 高知県指令9地第100号

平成14年6月20日　高知県指令14高知地政第28号

平成16年4月７日　 高知県指令16高市振第33号

平成18年1月27日　高知県指令17高市振第1628号

平成19年1月17日　高知県指令18高市振第1363号

平成26年4月1日　 高知県指令25高市振第1291号

平成29年1月30日　高知県指令28高市振第1300号

（組合の名称）

第１条　この組合は、香南香美老人ホーム組合（以下「組合」という。）と称する。

（組合を組織する地方公共団体）

第２条　組合は、香南市及び香美市（以下「組合市」という。）をもつて組織する。

（組合の共同処理する事務）

第３条　組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

（１）　指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘、指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘及び養護老人ホーム白寿荘の設置、管理及び経営に関する事務

（２）　デイサービスセンター三宝通所介護事業所及びデイサービスセンター白寿通所介護事業所の設置、管理及び経営に関する事務

（３）　三宝荘短期入所生活介護事業所及び白寿荘短期入所生活介護事業所の設置、管理及び経営に関する事務

（４）　三宝荘居宅介護支援事業所及び白寿荘居宅介護支援事業所の設置、管理及び経営に関する事務

（組合の事務所の位置）

第４条　組合の事務所は、香南市野市町母代寺１８８番地に置く。

（組合議員の組織及び議員の選任方法）

第５条　この組合の議員（以下「組合議員」という。）の定数は８人とする。

２　前項の組合議員は組合市の副市長、議会の議長及び組合市の議会により選任され

た議会議員それぞれ２人をもってあてる。

（議員の任期）

第６条　組合議員の任期は、その者の属する市の当該職務の在任期間とする。

（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第７条　この組合に、組合長及び副組合長各１人、会計管理者１人、その他必要な職員を置く。

２　組合長及び副組合長は、組合市の長のうちから互選する。

３　会計管理者は、組合長の属する市の会計管理者をもってこれにあてる。

４　その他の職員は、組合長が任免する。

（組合長等の任期）

第８条　組合長及び副組合長の任期は、その者の属する市の当該職務の在任期間とする。

（監査委員）

第９条　組合の監査委員の定数は、２人とする。

２　監査委員は、組合長が組合の同意を得て、組合議員及び識見者のうちから、それぞれ１人を選任する。

３　監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期によるものとし、識見者のうちから選任された者にあつては４年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（経費）

第１０条　この組合の経費は、組合市の負担金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

（負担金）

第１１条　前条の負担金については、別に定める負担割により、組合市から徴収する。

２　組合の負担金の納期は、組合長の定めるところによる。

（細則）

第１２条　この規約に定めるもののほか、組合の運営その他必要な事項については、組合長が組合議員に諮つて定める。

附　則

１　この規約は、知事の許可のあつた日（昭和４２年３月１３日）から施行する。

２　この組合設立後、最初の議会の招集は、事務所の所在地の町長が行う。

附　則（昭和６２年３月３０日高知県指令６１地第７１９号）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行し、昭和６２年４月１日から適用する。

附　則（平成８年３月１日高知県指令７地第１１０６号）

１　この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

２　この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の規約第９条第３項の規定により選任された監査委員とみなす。

附　則（平成９年４月２３日高知県指令９地第１００号）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附　則（平成１４年６月２０日高知県指令１４高知地政第２８号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成１６年４月７日高知県指令１６高市振第３３号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成１８年１月２７日高知県指令１７高市振第１６２８号）

この規約は、平成１８年３月１日から施行する。ただし、第３条第５号の変更規定

は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１月１７日高知県指令１８高市振第１３６３号）

（施行期日）

１　この規約は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

３　前項の場合においては、この規約による変更後の第７条第１項、同条第３項及び第８条の規定は適用せず、この規約による変更前の第７条第１項、同条第３項及び第８条の規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成２６年４月１日高知県指令２５高市振第１２９１号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成２９年１月３０日高知県指令２８高市振第１３００号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。